

## 伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域が犯罪の予防を目的に自主的に常設する防犯カメラの設置を支援することにより、地域における自主的な防犯活動の促進を図り、もって安全で安心なまちづくりを推進することを目的として交付する伊賀市地域防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 自治組織に関する規則（平成23年伊賀市規則第36号）第2条第2項に規定する自治会等であつて、同規則第7条の規定による届出を行い、同規則第8条の規定による自治会等代表者届受理書による通知を受けたものをいう。
- (2) 住民自治協議会 伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）第24条に規定する住民自治協議会であつて、自治組織に関する規則第3条の規定による届出を行い、同規則第4条の規定による住民自治協議会設置届受理書による通知を受けたものをいう。
- (3) 地域防犯カメラ 犯罪の予防を目的として自治会又は住民自治協議会が設置するカメラ本体及び録画記録装置をいい、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。
  - ア 道路又は道路に面した公園等の公共の空間を撮影、記録等をするためのものであること。
  - イ 特定の個人を識別できる画像の常時録画が可能なものであること。
  - ウ セキュリティ保持のための遠隔監視機能を有しない装置であること。

### (交付の対象となる者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす市内の自治会又は住民自治協議会とする。

- (1) 自治会又は住民自治協議会の防犯対策を目的として地域防犯カメラを設置すること。
- (2) 地域防犯カメラの設置について、設置場所の自治会員又は住民自治協議会員の合意

を得ていること。

- (3) 地域防犯カメラの設置に当たり、設置しようとする土地及び建造物の所有者、管理者等の同意又は必要な許可を受けていること。
- (4) 地域防犯カメラの撮影について、当該撮影区域に公共用地以外の土地の全部又は一部が含まれる場合は、当該土地の所有者、管理者等の同意を得ていること。
- (5) 伊賀警察署又は名張警察署に対し、地域防犯カメラの設置について説明を行っており、かつ、同署から犯罪発生状況などについて情報提供を受けていること。

(交付の対象となる経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、地域防犯カメラの購入及び設置工事並びに地域防犯カメラが設置してあることを表示する表示板の設置等に係る費用とする。ただし、次に掲げる費用は、対象経費としない。

- (1) 保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費
- (2) 地代及び占用料
- (3) 機器等の移設又は撤去に係る費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が対象経費として不相当と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、15万円を上限とする。

(補助金の交付の申請書の様式等)

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、地域防犯カメラの設置に着手する前に行うものとする。

- (1) 地域防犯カメラ設置(変更)計画書(様式第2号)
- (2) 地域防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を明記した図面
- (3) 地域防犯カメラの仕様が分かるもの
- (4) 地域防犯カメラの購入及び設置工事に係る見積書
- (5) 地域防犯カメラ設置承認証明書(様式第3号)
- (6) 地域防犯カメラ設置同意願兼同意書(様式第4号)又は設置に係る許可証等
- (7) 地域防犯カメラの撮影範囲に関する同意願兼同意書(様式第5号)
- (8) 地域防犯カメラの設置に関する警察署への説明報告書(様式第6号)

(9) 地域防犯カメラ設置・運用規程(様式第7号)

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知書の様式)

第7条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 補助金に係る規則第7条第2項の規定による交付しないことの決定通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置補助金却下決定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(変更等の承認申請の様式等)

第8条 補助金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置変更等承認申請書(様式第10号)により行うものとする。この場合において、当該申請が変更の申請であるときは、第6条各号に掲げる書類のうち当該変更にかかる書類を添付するものとする。

2 補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更又は中止若しくは廃止の承認の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域防犯カメラ設置変更等承認通知書(様式第11号)により行うものとする。

(着手届の不要)

第9条 規則第12条第1項の規定は、補助事業について、適用しない。

(実績報告の様式等)

第10条 補助事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、地域防犯カメラ設置実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、当該設置が完了した日から起算して30日を経過する日までに行うものとする。

(1) 地域防犯カメラの購入及び設置工事に係る請求書及び領収書の写し

(2) 設置した地域防犯カメラの現状が確認できる写真及び防犯カメラが設置してあることを表示する表示板等の写真

(3) 設置した地域防犯カメラによって撮影された画像を印刷したもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知書の様式)

第11条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、

伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書(様式第 13 号)により行うものとする。

(運用報告)

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、地域防犯カメラを設置した日の属する年度の翌年度から 5 年間は、毎年度、市長が定める期日までに地域防犯カメラ運用報告書(様式第 14 号)を市長に提出するものとする。

(財産処分の制限)

第 13 条 補助金の交付の対象となる地域防犯カメラ(以下「補助対象設備」という。)に係る規則第 22 条ただし書に規定する市長が定める期間は、5 年間とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が規則第 22 条に規定する市長の承認を受けて補助対象設備の処分等を行ったことにより収入を得たときは、その収入の全部又は一部を市に返納させるものとする。

(補助金の終期)

第 14 条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和 8 年度までとする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 16 日から施行する。

附 則(令和 8 年 5 月 31 日告示第 199 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 5 月 31 日から施行し、改正後の伊賀市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定は、令和 8 年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第 1 号から様式第 7 号まで、様式第 10 号、様式第 12 号又は様式第 14 号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。